

介護老人保健施設悠久苑施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人阪本医院が開設する介護老人保健施設悠久苑（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された入所者（以下単に「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 当施設では、入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、入所者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、入所者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た入所者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設悠久苑 |
| (2) 開設年月日 | 平成10年3月26日 |
| (3) 所在地 | 大阪府八尾市大字山畑5-1 |
| (4) 電話番号 | 072-941-3222 FAX 番号 072-941-5130 |
| (5) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 2755580020 |

(従業者の職種、職務内容、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、職務内容、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

職 種	職務内容	配置基準人員数
管理者（医師）	業務統括	1 名
看護師	看護及び介護	24 名
介護員	介護及び看護の補助	
理学療法士 及び作業療法士	リハビリ指導	1 名
管理栄養士	栄養管理	1 名
介護支援専門員	介護計画の作成	1 名
支援相談員	相談業務、地域との連携	1 名
事務長・事務員	施設長補佐及び庶務会計	1 名

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、入所者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、入所者及びその家族からの相談 苦情に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村 病院 介護施設 居宅ケア・マネ 居宅サービス事業所との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士は、入所者の栄養管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定更新手続きを行うほか、介護報酬事務に携わる。
- (9) 事務長は、施設長を補佐し、施設の運営管理に努めるとともに、庶務及び会計事務施設内設備の保守、点検に努める。事務員は事務長の補佐を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、71 人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理とする。

(入所者に対する指定介護老人保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第9条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護老人保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として当該指定介護老人保健施設サービスについて介護保険法第48条2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる施設介護サービスの額を控除して得た額の支払いを受ける
施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人保健施設サービスを提供し

た際に入所者から支払いを受ける利用料の額と前項の額との間に、不合理な差額を生じないようにする

施設は、前 2 項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入所者から受けることが出来る

- (1) 食事の提供に要する費用/1 日 1,800 円(朝食:450 円・昼食:750 円・夕食:600 円)
- (2) 居住に要する費用/1 日 437 円
- (3) その他の利用料
 - ① 日用生活費／業者委託 料金は別紙参照
 - ② 教養娯楽費／1 日 200 円
クッキング等のクラブで使用する食材や手工芸の粘土、紙、筆等の材料費用。
 - ③ 理美容代 2,360 円(顔剃り 790 円)
 - ④ 私物の洗濯代 月額 10,000 円
1 回洗濯量 4.5kg を目安とし、週 2 回月 8 回。
 - ⑤ 電気代(1 日)
ポット、ラジオ、ポータブルテレビ／50 円(消費税込み)
電気毛布／100 円(消費税込み)
 - ⑥ 文書料
死亡診断書／2,000 円(消費税別)
 - ⑦ 第 1 号及び第 2 号について、介護保険法施行規則第 83 条の 6 の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額、又は実際に要した費用の内、その低い額とする。なお、第 2 号について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準により従来型個室の入所者が多床室に係わる当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。
 - ⑧ 第 2 号について、外泊中は居住費を徴収することが出来るものとする。但し外泊中のベッドを短期入所療養介護又は、介護予防短期入所療養介護に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所療養介護利用者又は、介護予防短期入所療養介護利用者より短期入所の滞在費を徴収する。
- (4) 施設は第 3 項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入所者又は、家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者及び家族の同意を得るものとする。
- (5) 施設は、第 3 項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の 1 ヶ月前までに説明を行い当該利用料を相当額に変更する。

第 10 条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、入所者が介護認定審査会に於いて審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 11 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・面会は、平日は 13 時から 19 時 日・祝日 10 時から 19 時
- ・消灯時間は、21 時
- ・外出・外泊は、所定の用紙に必ず記入する。

- ・飲酒及び喫煙は禁止とする。
- ・火気の取扱いは、慎重におこなう。
- ・設備・備品の利用は、破損することなく大切に扱う
- ・所持品・備品等の持ち込みは、最小限度
- ・金銭・貴重品は、原則として持ち込み禁止 場合により事務所 ステーション管理
- ・外泊時等の施設外での受診は原則として禁止 やむをえない場合 施設に必ず連絡
- ・宗教活動は、認めない。
- ・ペットの持ち込みは、認めない
- ・入所者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他入所者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第 12 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事務長を充てる。
火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (5) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）………年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 入所者を含めた総合避難訓練………年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底………随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（職員の服務規律）

第 13 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 14 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第 15 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人阪本医院の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 16 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 17 条

- 1 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、夏期 2 回検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 18 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条

- 1 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、入所者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシー、ポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人阪本医院介護老人保健施設悠久苑の役員会において定めるものとする。

第 20 条 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 苦情解決体制を整備しています。
- ② 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- ③ 成年後見制度の利用を支援します。

第 21 条 身体拘束等について

当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむをえない場合は、施設管理者または施設長が判断し、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむをえなかった理由を診療録に記載することとします。

付 則

この運営規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 20 年 2 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 21 年 9 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 1 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規定は、令和 4 年 6 月 1 日より施行する。

この運営規定は、令和 5 年 6 月 1 日より施行する。

この運営規定は、令和 6 年 9 月 1 日より施行する。

この運営規定は、令和 7 年 9 月 1 日より施行する。